

資料 1

令和 3 年度
第 1 回いわき市地域自立支援協議会

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

目 次

【報告事項】

- 1 令和3年度におけるいわき市地域自立支援協議会の組織について
 - (1) 令和3年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿・・・P 1
 - (2) いわき市地域自立支援協議会の概要について・・・P 2
 - (3) いわき市地域自立支援協議会設置要綱・・・P 4
 - (4) いわき市地域自立支援協議会の下部組織の体制見直しに係る
検討結果について・・・P 6
 - (5) 令和3年度いわき市地域自立支援協議会の体系について・・・P 7
- 2 いわき市地域自立支援協議会からの提言に係るワーキング
グループの最終報告について・・・P 8
- 3 令和3年度いわき市相談支援等事業について・・・P 9
- 4 令和3年度いわき市地域生活支援体制強化事業について・・・P 15
- 5 いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例等の改正について・・・P 20

【協議事項】

- 1 令和3年度いわき市地域自立支援協議会の会長等の選出について・・・P 24
- 2 令和3年度におけるいわき市地域自立支援協議会の取組みについて（案）
 - (1) 令和3年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項等
について（案）・・・P 25
 - (2) 令和3年度いわき市地域自立支援協議会（下部組織）の構成
及び目的等について（案）・・・P 26
 - (3) 障がい者相談支援センターにおける令和3年度地域会議実施
計画について（案）・・・P 27

報告事項

令和3年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿

区分	人数	所属団体職名	氏名	年齢	性別	期間 (年)	備考
学識 経験者	3名	医療創生大学 健康医療科学部 准教授	みよし けい 三好 圭	51	女	初	総合
		独立行政法人国立病院機構いわき病院 (内科)	せき はれあき 関 晴朗	65	男	12	身障
		公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科)	たご ひさお 田子 久夫	66	男	12	精神
障害者 福祉団体	6名	いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計	よしえ みちこ 吉江 路子	70	女	6	身障
		いわき市手をつなぐ育成会 監事	よしむら ますみ 吉村 真澄	64	女	初	知的
		いわき地区自閉症児・者親の会 会長	わたなべ さゆり 渡辺 さゆり	57	女	2	精神
		いわき市身体障害者福祉協会 会長	ふるだて のぶよし 古館 信義	77	男	12	身障
		いわき聴覚障害者会 副会長	いしい しずこ 石井 静子	67	女	12	身障
		いわき市腎臓病患者友の会	はせがわ ゆうぞう 長谷川 勇三	53	男	3	身障
障害者 福祉施設	5名	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	はせがわ ひでお 長谷川 秀雄	66	男	3	総合
		社会福祉法人いわき福音協会 エデンの家 作業療法士	かじ なおこ 鍛冶 奈保子	38	女	初	身障 知的
		社会福祉法人育成会 理事兼本部事務局長	ふるかわ たかし 古川 敬	61	男	6	知的
		社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長	たにひら ようぞ 谷平 耀宗	50	男	3	知的
		社会福祉法人希望の杜福祉会	すずき テルコ 鈴木 テルコ	66	女	1	精神
障害者 関係機関	5名	福島県立いわき支援学校 校長	そがわ たかき 曾川 孝規	59	男	1	知的
		福島県立平支援学校 校長	やぎぬま さとし 柳沼 哲	58	男	初	身障
		平公共職業安定所 所長	おくぬき ひでのり 奥貫 秀則	58	男	初	総合
		いわき障害者就業・生活支援センター 所長	さとう かおり 佐藤 香	46	女	1	総合
		いわき市社会福祉協議会 生活支援課 主査	おおわだ みゆ 大和田 実利	32	女	初	総合
市民代表	1名	いわき市ボランティア連絡協議会	わたなべ しげた 渡辺 成子	66	女	初	総合
合計	20名						

- ・ 期間＝令和3年3月末までの通算在任期間年数
- ・ 女性率＝10名/20名 (50%)
- ・ 長期在任者 (10年超) ＝ 4名
- ・ 青年委員 (50歳未満) ＝ 3名

いわき市地域自立支援協議会の概要について

1 法令根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の 3 第 1 項（努力義務）

2 目的（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項）

関係機関が相互の連携を図ることで、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことで、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。

3 設置要綱

いわき市地域生活支援事業実施要綱及びいわき市地域自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）

【設置趣旨】

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として活用するもの。

4 構成

(1) 全体会議（設置要綱関係条による）

- ・ 学識経験者、団体、施設等、関係機関、市民代表の最大 20 名で構成。（任期 3 年）
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(2) 運営会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、地域生活支援コーディネーター及び専門部会長等で構成。
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(3) 専門部会（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 専門部会には部会長・副部会長を置く。
- ・ 専門部会の事務局は、障がい福祉課が担当する。

(4) 地域会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 地域会議の事務局は、障がい者相談支援センターが担当する。

5 主な機能

(1) 一般的な機能（自立支援協議会の運営マニュアルより抜粋）

ア 情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信。

イ 調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築。
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整。

ウ 開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善。

エ 教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用。

オ 権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する。

カ 評価機能

- ・ 中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業所の運営評価等。

キ 施策提案等機能

- ・ 課題別に必要に応じ設置される専門部会等で各課題やその対応策について調査、協議を重ね、運営会議を通し、全体会において課題や対応策を確認し、市への施策提案等に繋げる。

(2) 重要施策の協議や確認等を行う機能

ア 市障がい者計画等の進捗状況の把握や必要に応じた助言

イ 障害者差別解消支援地域協議会としての対応 等

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、いわき市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）第16条の規定により設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 困難事例等の検討・調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の構成員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、構成員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

- 2 会長が、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議等)

第7条 協議会には、その円滑な運営を図るため、必要に応じ、運営会議及び部会等を設けることができる。

- 2 前項の規定に基づいて設置した運営会議及び部会等の組織、運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(個人情報)

第9条 協議会において知り得た個人情報については、その取り扱いを十分留意しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

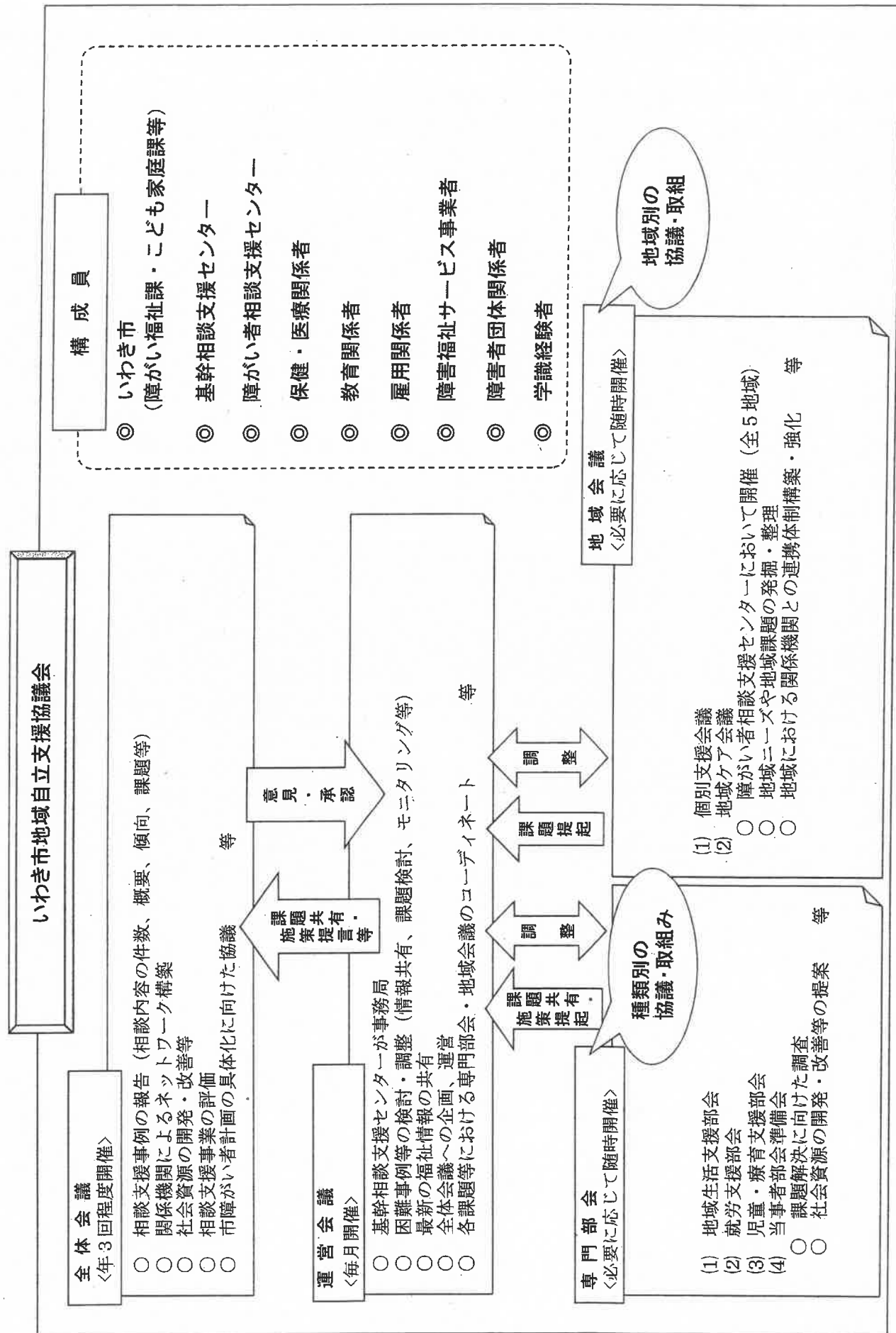
別表（第3条関係）

区 分	団 体 等 名
学識経験者	大学等
	(内科医又は整形外科医)
	(精神科医)
障害者団体等	いわき市盲人福祉協会
	いわき市手をつなぐ育成会
	いわき地区自閉症児・者親の会
	いわき市身体障害者福祉協会
	いわき聴力障害者会
	いわき市腎臓病患者友の会
障害者福祉施設等	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
	社会福祉法人いわき福音協会
	社会福祉法人育成会
	社会福祉法人誠心会
	社会福祉法人希望の杜福祉会
障害者関係機関等	福島県立いわき支援学校
	福島県立平支援学校
	いわき公共職業安定所
	いわき障害者就業・生活支援センター
	いわき市社会福祉協議会
市民代表等	いわき市ボランティア連絡協議会等

いわき市地域自立支援協議会の下部組織の体制見直しに係る検討結果について

名称	検討結果	令和3年度の方針
運営会議	継続	障がい者計画に基づき、市の方針を明確にした上で運営する。
地域移行支援部会	廃止（地域生活支援部会と統合）	「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、国や保健所等の今後の動向を踏まえ、必要に応じ協議の場を設定する。
地域生活支援部会	継続（地域移行支援部会と統合）	効果的な部会運営に向け、常任の委員を縮減し、その他の委員については、協議課題に応じてその都度選定する。
児童・療育支援部会	継続	効果的な部会運営に向け、関係課及び関係機関の業務や役割を整理した上で、改めて協議課題の設定及び委員の選定を行う。（6月頃までに）
就労支援部会	継続	効果的な部会運営に向け、常任の委員を縮減し、その他の委員については、協議課題に応じてその都度選定する。
当事者部会準備会	継続	より多くの当事者の声を聞くための仕組み及び手法等について検討する。
地域生活支援体制強化事業プロジェクトチーム	協議会の体系から除外	
強度行動障害のある方の地域生活支援検討チーム	協議会の体系から除外	障がい福祉課の事務に位置付け、必要に応じて協議を行う。
障害児入所施設からの移行ケースの進捗確認会議	協議会の体系から除外	障がい福祉課の事務に位置付け、進捗確認を行う。
事業所連絡会（グループホーム、障害者支援施設、居宅介護、生活介護、計画相談支援、短期入所、障害児通所支援、就労継続支援、就労移行支援）	協議会の体系から除外	障がい福祉課の事務に位置付け、事業所における連絡会の自主運営に向けた支援等を行う。
地域会議	継続	地域課題の抽出及び地域のネットワーク構築等の機能の強化に向け、実施計画に基づき定期的に開催する。

令和3年度いわき市地域自立支援協議会の体系について



いわき市地域自立支援協議会からの提言に係るワーキンググループの 最終報告について

1 提言に至った経緯

本市に甚大な被害をもたらした「令和元年東日本台風」により、障がい者等に対する災害対応については、様々な障がいの特性に配慮した支援が必要であることを改めて認識した。

地域自立支援協議会においては、各障害福祉サービス事業所等から意見を集め、これまでの災害対応についての振り返るとともに、今後も想定される大規模災害に備え、障がい福祉に関する地域の災害対応体制の強化に向けた検討課題をとりまとめ、市への提言に至ったものである。

2 提言内容

- (1) 福祉避難所の開設時期や設置内容
- (2) 一般避難所の質の向上
- (3) 避難行動要支援者名簿の整備と運用方法
- (4) 市からの災害関連情報の伝達方法
- (5) 各事業所等における災害時対応マニュアルの整備や避難訓練
- (6) 被害を受けた他事業所の利用者の受け入れ
- (7) 自宅生活継続者支援
- (8) 申請窓口（避難所、自宅訪問）
- (9) 移動が難しい人の対応（居宅介護、移動支援）
- (10) 提言具現化のための組織の設立

3 ワーキンググループの発足等

(1) 発足日

令和2年8月24日（月）

(2) 構成機関

市関係課（①保健福祉課、②障がい福祉課、③介護保険課、④危機管理課、⑤地域包括ケア推進課、⑥河川課、⑦消防本部総務課、⑧消防本部警防課）及び関係団体等（①自立支援協議会、②県老人福祉施設協議会特養部会いわき支部、③NPO法人地域福祉ネットワークいわき）で構成。

(3) 会議開催回数

5回（8/24、9/29、10/30、11/26、12/25）

4 検討結果

別冊「資料2」のとおり。

令和3年度いわき市障害者相談支援等事業の概要について

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業及び第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業に係る業務を行う。

- (1) 障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を行う。
- (2) 障害福祉サービス事業者等からの障がいに関する総合相談・専門相談及び相談支援体制強化の取り組みなど地域における相談支援の中核的な業務を行う。

2 設置場所及び担当地域

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

設置場所	担当地域
平字梅本 21 (いわき市役所本庁舎 1 階)	北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前各地区保健福祉センター管轄圏域）
小名浜花畑町 34-2 (小名浜支所北分庁舎内)	小名浜地域（小名浜地区保健福祉センター管轄圏域）
錦町大島 1 (勿来支所内)	勿来・田人地域（勿来・田人地区保健福祉センター管轄圏域）
常磐湯本町吹谷 76-1 (常磐支所内)	常磐・遠野地域（常磐・遠野地区保健福祉センター管轄圏域）
内郷高坂町四方木田 191 (総合保健福祉センター内)	内郷・好間・三和地域（内郷・好間・三和地区保健福祉センター管轄圏域）

(2) 基幹相談支援センター事業

設置場所	担当地域
平字梅本 21 (いわき市役所本庁舎 2 階)	市内一円

3 事業内容

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

ア 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報提供や支援等を行う。

イ 社会資源を活用するための支援

福祉サービス以外の各種支援施策の活用に関する情報提供や支援等を行う。

ウ 社会生活を高めるための支援

生活する上で必要な人間関係、健康管理、金銭管理等に関する助言や支援等を行う。

エ 権利擁護・虐待防止のために必要な援助

(ア) 成年後見制度の利用に関する情報提供や支援等を行う。

(イ) 差別解消に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

(ウ) 虐待に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

オ 専門機関の紹介

他の専門機関の紹介や引継ぎ等を行い、必要に応じて連携して支援する。

カ 社会資源の改善・開発に向けた調整

(ア) いわき市地域自立支援協議会（地域会議）を運営し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

(イ) 必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（全体会、運営会議及び専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

キ その他

(ア) 災害時に安否確認等が必要となる者の把握に努める。

(イ) 障がい者相談支援センターの周知を行う。

(ウ) 地域における障がいに対する理解の啓発に取り組む。

(2) 基幹相談支援センター事業

ア 障がいの種別にかかわらず、また各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援

障がいの種別にかかわらず、障がい者等からの相談を受け付け、主訴やニーズを整理した上で情報提供や支援等を行う。

イ 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化の取組

(ア) サービス等利用計画等の適正化に関する評価、助言及び支援等を行う。

(イ) 相談支援ネットワークの運営を支援し、研修会や事例検討会等の資質向上に向けた取り組みを行う。

ウ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組

地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

エ 権利擁護・虐待防止の取組

(ア) 地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

(イ) 事業者に対する助言等を行う。

オ いわき市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化

(ア) 全体会の運営の補助を行う。

(イ) 運営会議の運営を行う。

(ウ) 必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

カ その他

(ア) 市と協力し、人材確保・育成に向けた取り組みを行う。

(イ) 基幹相談支援センターの周知を行う。

4 人員配置

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

障がい者等の相談及び援助に関して、専門的知識及び経験を有する者を常勤職員として置くものとする。

配置にあたっては、次のとおり 9 名を配置する。

担当地域	配置人員
北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前各地区保健福祉センター管轄圏域）	4 名
小名浜地域（小名浜地区保健福祉センター管轄圏域）	2 名
勿来・田地域（勿来・田地区保健福祉センター管轄圏域）	1 名
常磐・遠野地域（常磐・遠野地区保健福祉センター管轄圏域）	1 名
内郷・好間・三和地域（内郷・好間・三和地区保健福祉センター管轄圏域）	1 名

(2) 基幹相談支援センター事業

障害福祉サービス事業者等からの相談等に対応できる専門的知識及び経験を有する者かつ有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等）を常勤職員として置くものとする。

配置にあたっては、3 名（専門職）を配置する。（令和 3 年度より 1 名増員）

5 地区保健福祉センター、障がい者相談支援センター及び計画相談支援事業所との役割分担のイメージ

(1) 計画相談支援事業所有りの場合

区分	地区保健福祉センター	障がい者相談支援センター	計画相談支援事業所
相談	- 複数のサービス及びインフォーマルサービスなどが必要な場合や、処遇が困難となりそうなケースと考えられる場合は相談支援センターへ相談 - 上記以外はサービスの支給申請へ	- 地区センからの相談に応じ、事業所調整等の対応補助 - 直接相談が入った場合は地区セン担当者へ情報提供	—
申請受付	計画相談支援事業所の情報提供	—	—
調査等	- 直営または委託での認定調査 - 必要に応じ障害支援区分の認定	認定調査については一部委託を受ける場合有り	サービス等利用計画案の作成
支給決定	決定通知、受給者証の発行	—	—
担当者会議	関係機関として参加の場合有り	関係機関として参加の場合有り	関係機関を招集
サービス利用	- サービス利用に問題がある場合 ① 計画相談支援事業所と地区センでケース会議等により対応 ② ①においても処遇困難の場合には相談支援センターも含めた対応に移行		
モニタリング	—	—	状況に応じたモニタリング

(2) 計画相談支援事業所なしの場合

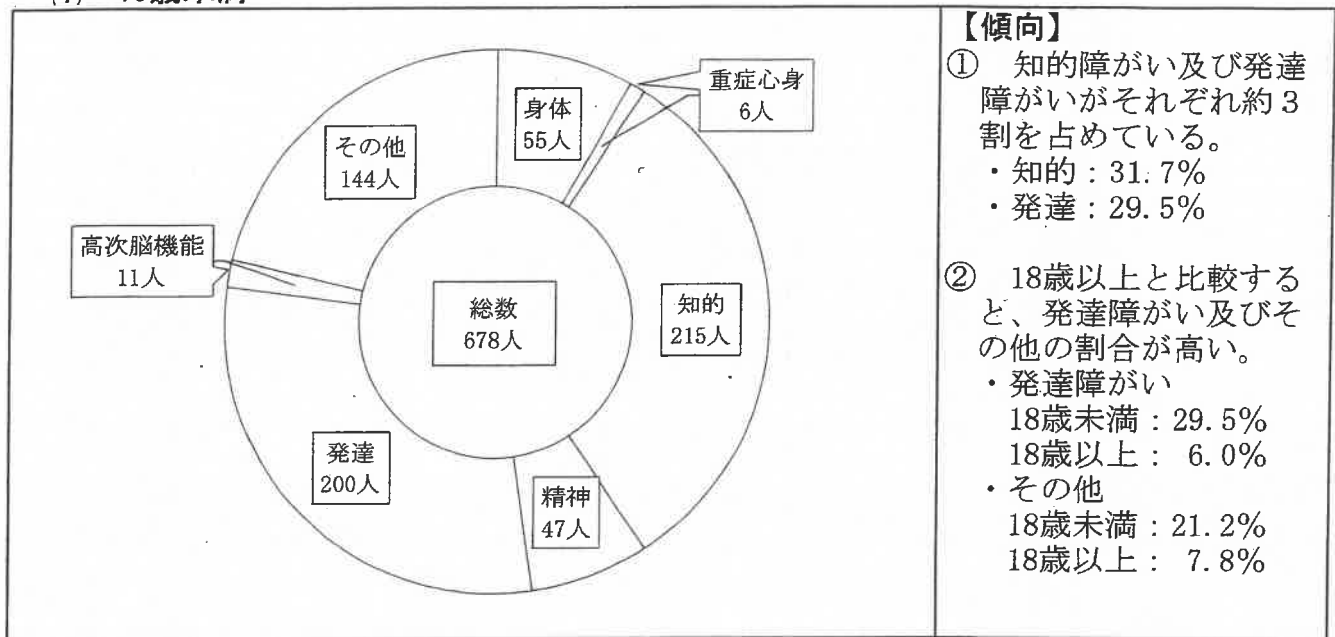
区分	地区保健福祉センター	障がい者相談支援センター
相談	- 複数のサービス及びインフォーマルサービスなどが必要な場合や、処遇が困難となりそうなケースと考えられる場合は相談支援センターへ相談 - 上記以外はサービスの支給申請へ	- 地区センからの相談に応じ、事業所調整等の対応補助 - 直接相談が入った場合は地区セン担当者へ情報提供
申請受付	計画相談支援事業所の情報提供	—
調査等	- 直営または委託での認定調査 - 必要に応じ障害支援区分の認定 - サービス等利用計画（セルフプラン）の作成補助	- 認定調査については一部委託を受ける場合有り - 場合により、サービス等利用計画（セルフプラン）の作成補助支援
支給決定	決定通知、受給者証の発行	—
担当者会議	必要に応じ、関係機関を招集	関係機関として参加の場合有り
サービス利用	サービス利用に問題がある場合で、処遇困難の場合には相談支援センターも含めた対応	
モニタリング	必要に応じ実施	—

※ 相談支援センターは、専門的知識及び経験を有する者であることから、主に処遇困難ケースについて地区センや相談支援事業所と連携し、原則として主担当とはならず、側面的な支援として専門的な意見やコーディネートを行う（場合により基幹相談支援センターを含める）。

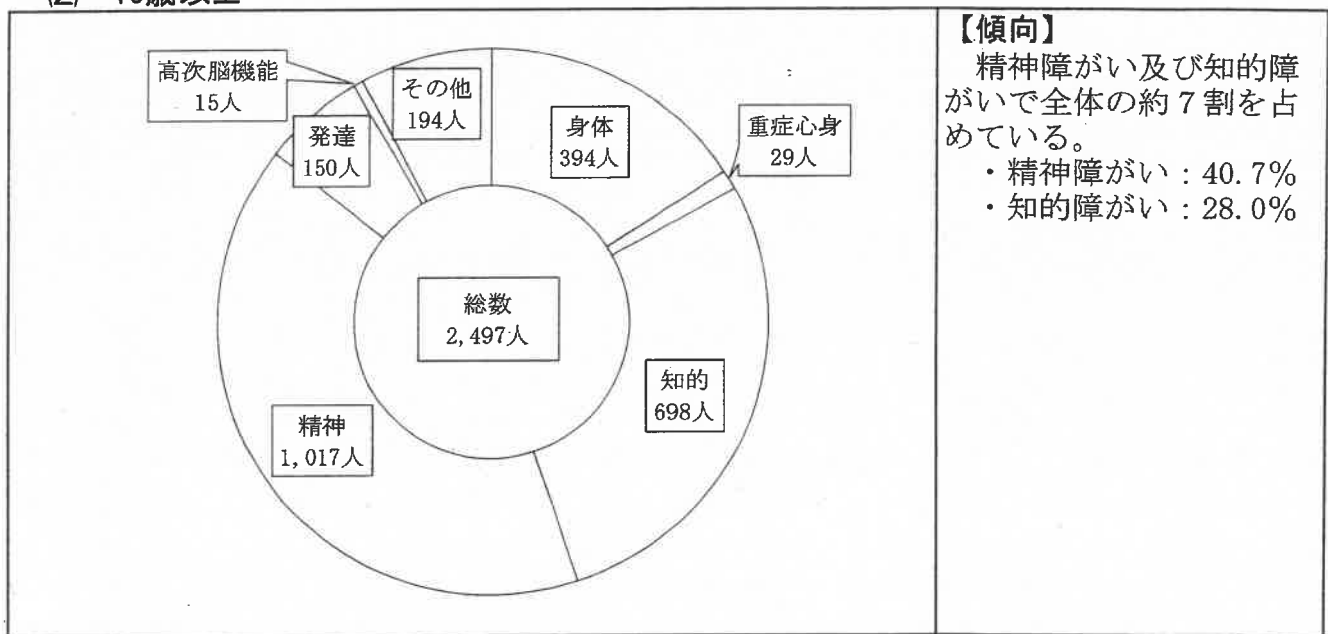
令和2年度相談支援事業（障がい者相談支援センター）実績報告

1 利用者数

(1) 18歳未満



(2) 18歳以上



2 支援方法

区分	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	1,089	702	563	4,723	236	318	4,049	223	11,903
割合(%)	9.1	5.9	4.7	39.7	2.0	2.7	34.0	1.9	100.0

【傾向】

電話による相談が最も多く（39.7%）、次いで関係機関との連携等（34.0%）となっている。（これ以下は10%未満）

3 支援内容

区分	福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援
件数	5,431	1,082	1,459	1,185	918	1,203	1,150
割合(%)	32.9	6.5	8.8	7.2	5.6	7.3	7.0

区分	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
件数	750	688	661	87	1,917	16,531
割合(%)	4.5	4.2	4.0	0.5	11.6	100.0

【傾向】

福祉サービスの利用等に関する支援が最も多く（32.9%）、それ以外の項目は、その他（11.6%）を除き10%未満である。

令和3年度いわき市地域生活支援体制強化事業について

1 目的

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者やその家族が地域で安全・安心に生活できるよう、緊急時を想定した体験の場の確保、緊急時における迅速な相談及び必要に応じた緊急的な対応が図られる体制等を強化し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

2 事業概要等

(1) 日中一時支援事業

事業概要	障がい児者の家庭の就労支援及び障がい児者を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的として、障がい児者の日中における活動の場を確保し、適切なサービスを提供するもの。 障がい児者が安心して過ごすことができる場所の確保を容易にするため、令和2年度より、委託可能事業所に「生活介護事業所」を追加した。(従前は、短期入所及び障害児通所支援の2つに限定されていた)
令和2年度実績	○ 延べ利用件数は3,028件。うち1,340件(44.3%)が生活介護事業所における利用件数。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ利用件数は想定を下回ったが、<u>生活介護事業所7か所、障害児通所支援事業所4か所と新規に業務委託契約</u>しており、居場所の確保は進みつつある。
令和3年度方針	委託可能事業所(短期入所、障害児通所支援、生活介護)への働きかけを継続し、委託事業所数の増を図る。
委託事業所数	31か所(うち7か所が生活介護事業所)(P18~19のとおり)

(2) 緊急一時宿泊事業

事業概要	介護を行う者の疾病その他のやむを得ない事由により、緊急に居宅においてその介護を行う者がいなくなった障がい者に対し、生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所において一時的に宿泊を伴う見守り等の支援を行うもの。
令和2年度実績	○ 利用件数は1件。(利用日数は2日間) ○ 令和2年度当初は委託事業所数が3か所であったが、<u>事業所への働きかけにより、年度途中で1か所の増</u>となった。
令和3年度方針	生活介護事業所への働きかけを継続し、委託事業所数の増を図るとともに、生活介護以外の事業所における事業実施の可否について検討する。
委託事業所数	4か所(P20のとおり)

(3) 地域生活支援コーディネーター事業

事業概要	障がい児者やその家族等に対して積極的な働きかけを行う専門の相談員を配置することにより、緊急時や親亡き後を見据えた支援に関する相談に応じるとともに、緊急事態が生じたときに迅速に対応できる体制の構築を図るもの。
令和2年度実績	○ <u>延べ支援件数は766件</u>。うち331件（43.2%）が要支援者の状況調査、252件（32.9%）がプラン作成補助。 ○ 協議会からの提言を踏まえ、<u>南部地域を優先</u>して支援を実施した。 ○ 要支援者に対する支援のほか、事業所に対し、<u>長期的な視点でのプラン作成に向けた働きかけ</u>を行った。
令和3年度方針	○ 要支援者及び事業所への働きかけを継続し、更なる支援体制の強化を図る。 ○ 令和2年度に引き続き、南部地域を優先して支援を実施する。
配置数	1名（障がい福祉課内に配置）

○令和3年度地域生活支援事業(日中一時支援事業)事業所一覧

R.3.4.1現在

番号	事業所				事業者(母体法人)			
	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	運営法人	郵便番号	住所	電話番号
1	せいざん荘	974-8261	いわき市植田町堂ノ作49-12	63-0033	社会福祉法人 愛誠会	974-8261	いわき市植田町堂ノ作49-12	63-0033
2	いわき育成園短期入所事業	974-8204	いわき市高倉町鶴巻35	62-2241				
3	いわき希望の園(こすも)	971-8184	いわき市泉町黒須野字早稲田217-1	75-0202				
4	いわき学園	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作51	43-4445	社会福祉法人 育成会	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作51	43-4466
5	いわき光成園	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作53	43-0012				
6	指定短期入所事業所 カナン村	970-8001	いわき市平上平産字羽黒40	23-8611				
7	指定短期入所事業所 はまぎく荘	970-8003	いわき市平下平産字熊ヶ平6	23-5311				
8	指定短期入所事業所 はまなす荘	970-8002	いわき市平中平産字二堂田2	23-8711				
9	指定短期入所事業所福島整肢療養園(肢体) (重心)シヨーステイ	970-8001	いわき市平上平産字古館1-2	25-8131	社会福祉法人 いわき福音協会	970-8001	いわき市平上平産字羽黒40-44	23-8422
10	指定短期入所事業所 野の花ホーム	970-8001	いわき市平上平産字羽黒40-51	24-1201				
11	エデンの家	970-8001	いわき市平上平産字古館1-22	88-7741				
12	福祉サービス事業所ポポロ	970-8003	いわき市平下平産字二丁目1-5	68-6564				
13	アルケン	971-8139	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6263				
14	アルケンⅡ	971-8146	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262	特定非営利活動法人 ゴールデンハープ	971-8146	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262
15	シヨーステイほっと	972-0252	いわき市遠野町上根本字白坂384-1	89-3400				
16	障害児通所支援ちやーむ	971-8166	いわき市小名浜愛宕上13-23	73-2033				
17	障害児通所支援第2ちやーむ	973-8409	いわき市内郷御台境町鶴巻45-2	84-6682	社会福祉法人 誠心会	972-0161	いわき市遠野町上遠野字堀切12-1	74-1551
18	障害児通所支援みによん	974-8261	いわき市植田町林内11-1	85-5720				

番 号	事業所			事業者(母体法人)			
	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	運営法人	郵便番号	住所 電話番号
19	セカンドハウスわくわく	970-8028	いわき市平上神谷字神谷分22-1	57-0255	特定非営利活動法人 わくわくネットいわき	970-8028	いわき市平上神谷字神谷分22-1 57-0255
20	東洋学園児童部	973-8407	いわき市内郷宮町峰根65-189	38-7871	社会福祉法人 福島県福祉事業協会	979-1171	双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79 0240-22-2537
21	まどろみ	971-8186	いわき市泉玉露三丁目10-5	84-6929	社会福祉法人 エル・アフロ	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6 62-7388
22	自由空間	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6	84-7214			
23	独立行政法人 国立病院機構いわき病院	971-8186	いわき市小名浜野田字八合88-1	88-7101	独立行政法人 国立病院機構いわき病院	971-8186	いわき市小名浜野田字八合88-1 88-7101
24	医療型障害児入所施設 水方苑	318-0003	茨城県高萩市下手綱1951-15	0293-24-6661	社会福祉法人 愛正会	318-0003	茨城県高萩市下手綱1951-15 0293-24-6661
25	光洋愛成園	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字東町203-1	0240-23-6306	社会福祉法人 友愛会	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字東町203-1 0240-23-6306
26	ピースフルかべや	970-8028	いわき市平上神谷字神谷分20	34-6678	特定非営利活動法人 かべや福祉作業所	970-8028	いわき市平上神谷字神谷分20 34-6678
27	こどもサークル湯本	972-8324	いわき市桜ヶ丘三丁目27-1 サンヒルズ湯本101号室	88-7721	株式会社 H.R.いわき	973-8408	いわき市内郷高坂町大町69-4 38-7847
28	こどもサークル内郷	973-8408	いわき市内郷高坂町大町38-16	38-7847			
29	こどもサークル中央台	970-8043	いわき市中央台陸島一丁目56-4	84-9303			
30	こどもサークル四倉	979-0201	いわき市四倉町字東一丁目38	85-0062			
31	キッズじゃんけんぽん北茨城	319-1704	北茨城市大津町北町二丁目4-10	0293-30-2077	有限会社 介護じゃんけんぽん	974-8232	いわき市鶴町江栗馬場85-2 77-0551

○令和3年度地域生活支援事業(緊急一時宿泊事業)事業所一覧

R3.4.1現在

番号	事業所			事業者(母体法人)			
	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	運営法人	郵便番号	住所 電話番号
1	アルケン	971-8146	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262	特定非営利活動法人ゴールデンハープ	971-8146	いわき市鹿島町御代字九反田1-1 84-6262
2	なないろくれよんデイルーム	970-8034	いわき市平上荒川字長尾74-8 アドレスいわき中央ビル108号室	28-8802	合資会社ひよりサービス	979-0201	いわき市四倉町字六丁目260 28-8802
3	ぽおけらハウス	971-8183	いわき市泉町下川字川向48-1	84-8901	特定非営利活動法人ちよぼら	971-8183	いわき市泉町下川字川向48-1 84-8901
4	のほら	979-0205	いわき市四倉町大森字民野町45	34-2895	社会福祉法人みどりのかぜ	979-0205	いわき市四倉町大森字民野町45 34-2895

「いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の一部改正に係る改正概要

1 改正趣旨

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた議論等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」等が一部改正されることから、これに伴い本市条例及び規則についても所要の改正を行うもの。

2 改正する条例

- (1)いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月27日いわき市条例第64号)
- (2)いわき市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月27日いわき市条例第65号)
- (3)いわき市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日いわき市条例第66号)
- (4)いわき市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日いわき市条例第67号)
- (5)いわき市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日いわき市条例第68号)
- (6)いわき市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日いわき市条例第69号)
- (7)いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年12月26日いわき市条例第41号)

3 改正する規則

- (1)いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年12月27日いわき市規則第54号)
- (2)いわき市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年12月27日いわき市規則第55号)
- (3)いわき市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年12月27日いわき市規則第56号)
- (4)いわき市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年12月27日いわき市規則第59号)

4 主な改正内容

①全サービス 関係

(一)虐待防止対策の強化について

利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。

(二)感染症対策の強化について

感染症の発生及びまん延の予防 等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施を義務付けるものとする。

(三)業務継続に向けた取組の強化について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた 計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付けるものとする。

(四)非常災害対策の強化について

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとする。

(五)ハラスメント対策の強化について

適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。

(六)重要事項の備え置きを可能とする取扱いについて

利用者の利便性の向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形(ファイル等)で備え置くこと等を可能とするものとする。

②居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 関係

サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。

③療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、基準該当就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、特定基準該当障害福祉サービス関係

療養介護計画等の作成に係る会議 について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める ものとする。

④生活介護、自立訓練、就労継続支援B型関係

通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定

着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。

⑤就労移行支援関係

就労支援員の常勤要件を廃止するものとする。また、通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないものとする。

⑥就労継続支援A型関係

厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。また、『④』に準じた改正を行うものとする。

⑦就労定着支援関係

利用者に対する相談等の支援について、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法により行うことも可能とするものとする。

⑧居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、療養介護、生活介護、共生型生活介護、短期入所、共生型短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、共生型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、基準該当就労継続支援B型、共同生活援助、特定基準該当障害福祉サービス関係

身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。

⑨指定通所支援事業関係

指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)における児童発達支援、基準該当児童発達支援、放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービスについて、従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除するものとする。

また、医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができるものとする。

さらに、看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとする。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

⑩その他特例

共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、現在、令和3年3月31日までとされているところ、令和6年3月31日まで延長するものとする。

5 施行期日

令和3年4月1日

6 経過措置について

- (1) 虐待防止等のための対応及び身体拘束等の適正化に係る対応については、1年間の経過措置を設けるものとする。
- (2) 感染症への対応については、3年間の経過措置を設けるものとする。
- (3) 現に指定を受けている指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者並びに現に基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者については、令和5年3月31日までの間は、児童指導員又は保育士の合計数に障害福祉サービス経験者を含められるものとする。
- (4) 現に指定を受けている福祉型児童発達支援センターの児童指導員及び保育士の総数の要件については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとする。

協議事項

令和3年度いわき市地域自立支援協議会の会長等の選出について

1 根拠法令等

設置要綱第5条により、会長及び副会長は、「構成員の互選により定める」ものと規定されている。

2 会長及び副会長の選出方法

- (1) 別紙2「会長及び副会長の選出について」に記名の上、「☐ 事務局へ一任する。」又は「☐ 次のとおり推薦する。」のいずれかを選び、☐へ✓を御記入ください。
- (2) 「☐ 次のとおり推薦する。」を選んだ方は、会長及び副会長へ推薦する方の氏名を御記入ください。
※ 氏名を記入する場合、P1の「令和3年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿」を参照ください。
- (3) 推薦がなかった場合、又は推薦が同数であった場合、事務局において調整いたしますので、あらかじめ御了承ください。

令和3年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項等について（案）

区分	主な協議事項等 (予 定)
第1回 R3.5.31	【報告事項】 ・ 令和3年度におけるいわき市地域自立支援協議会の組織について ・ いわき市地域自立支援協議会からの提言に係るワーキンググループの最終報告について ・ 令和3年度いわき市相談支援等事業について ・ 令和3年度いわき市地域生活支援体制強化事業について ・ いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正について 【協議事項】 ・ 令和3年度いわき市地域自立支援協議会の会長等の選出について ・ 令和3年度における地域自立支援協議会の取り組みについて
第2回 10月上旬	・ 令和3年度における地域自立支援協議会の取り組みの中間報告について ・ 第4次いわき市障がい者計画等の実施状況について ・ 障害者差別解消法に係る対応事業等の報告について
第3回 3月中旬	・ 令和3年度における地域自立支援協議会の取り組みの報告について

※ 協議事項については、上記以外に国における制度改革に伴い見直しが必要となるものなど、個別案件について協議を行うものとする。

令和3年度いわき市地域自立支援協議会（下部組織）の構成及び目的等について（案）

名称		地域生活支援部会	就労支援部会	児童・療育支援部会	当事者部会準備会	運営会議
部会長等	所属	地域生活支援コーディネーター	障がい者相談支援センター（常磐）	後日選定		
	氏名	草野 美保	白土 修			
副部会長等	所属	基幹相談支援センター	いわき障害者就業・生活支援センター	後日選定		
	氏名	鈴木 洋	松本 結記			
事務局	所属	障がい福祉課支援係	障がい福祉課事業係	障がい福祉課事業係	障がい福祉課支援係	障がい福祉課支援係
	氏名	加茂 雄一	安部 悠一郎	永井 修平	寺島 文俊	加茂 雄一
その他の 構成機関等		協議内容に応じて 随時選定	障がい者相談支援センター（小名浜）	後日選定	基幹相談支援センター	障がい福祉課支援係
					当事者	障がい福祉課事業係
						基幹相談支援センター
						障がい者相談支援センター
目的		障がい者等が望む暮らしが当たり前にできる地域づくりを進める。	障がい者が自立した生活を送るための障がい者の賃金・工賃の向上及び一般就労の推進を図る。	市関係課及び関係機関の役割等について整理した上で、6月頃までに設定する予定。	当事者の声を聞くための仕組み及び手法等について検討する。	
					障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、地域自立支援協議会の事務局機能を果たす。	
主な協議内容		(1) 事業者における人材確保・育成に向けた取り組みの支援 (2) 計画相談体制の強化に向けた取り組み	(1) 賃金・工賃の向上の取組みの支援 (2) 障がい者の一般就労に向けた支援体制の構築		(1) より多くの当事者の声を聞くための具体的な仕組み等の検討 (2) 課題を検討する場 (3) 全体会への課題提起・報告・提言	
			原則として毎月開催			
開催予定		2か月に1回程度開催	3か月に1回程度開催		3か月に1回程度開催	

障がい者相談支援センターにおける令和3年度地域会議の実施計画について（案）

目的	○ 地域住民や事業者等との交流を促進し、地域課題の抽出及びその解決策の検討を行う。 ○ 地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図る。
主な内容	○ 地域住民等に対し、障がいに関する啓発を行う。 ○ 地域の情報を収集し、分析を行う。 ○ 専門機関だけではなく、地域の住民や当事者の意見も踏まえた検討を行う。 ○ 地域の事業者、住民、当事者が参加しやすい環境を整える。 ○ 地域における「相談・検討の場」としてだけでなく、「居場所」としても活用できる仕組みを検討する。
開催予定	【地域ケア会議】 ①北部、②小名浜、③勿来・田人、④常磐・遠野、⑤内郷・好間・三和の5つの障がい者相談支援センターを北部地域（①・⑤）と南部地域（②・③・④）の2つに分け、それぞれ年5回程度開催する。 ※ 北部地域：5月、7月、9月、11月、1月に①・⑤が合同で開催 ※ 南部地域：6月、8月、10月、12月、2月に②・③・④が合同で開催 【個別支援会議】 ①～⑤の各地域において、随時開催